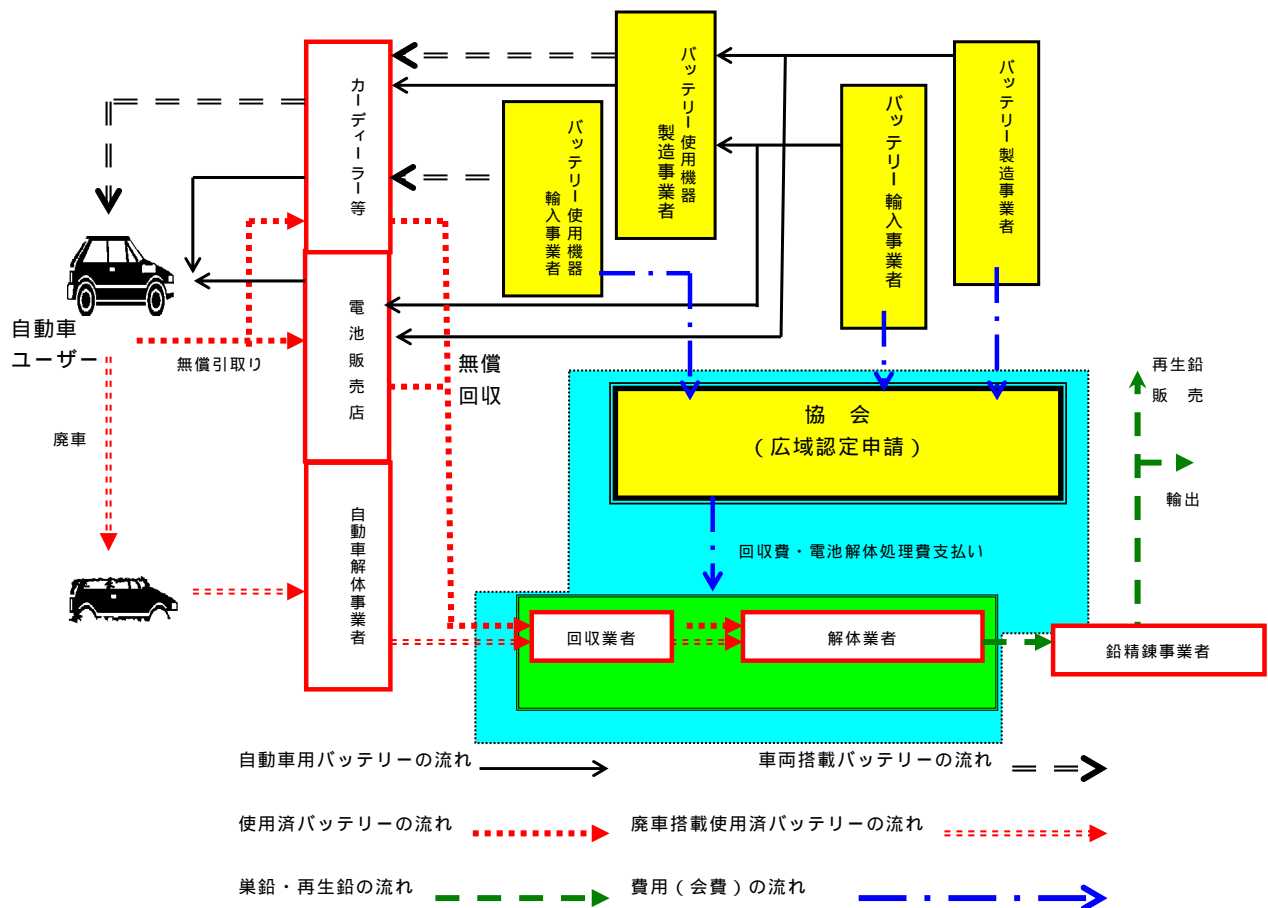


新しい自動車用バッテリーリサイクルシステム実務の検討案

社団法人 電池工業会
 有限責任中間法人 鉛蓄電池再資源化協会

(社)電池工業会は、資源有効利用促進法の指定再資源化製品に自動車用バッテリーが指定された場合、関係事業者が効率的・効果的に回収・再資源化を行うことができる新たな自動車用バッテリーリサイクルシステム構築の準備のため、有限責任中間法人鉛蓄電池再資源化協会を設立し、現在、下記案を検討しているところ。

回収・再資源化システム(案)



1 基本的考え方

(1)共同回収・共同再資源化システムの構築

- ・自動車用バッテリー関係事業者が広く参加することのできる機関（以下「協会」という）を設立し、効率的・効果的に回収・再資源化を行う。
- ・協会に加入する自動車用バッテリー関係事業者は、回収・再資源化にかかる費用および協会運営費をバッテリーの販売量に応じて協会に納める。

協会に加入せずに、個別に自主回収・再資源化を行うことも可能

(2)現在のリサイクルシステムの活用

- ・現在、全国の事業所から排出される使用済みバッテリーの回収等を実施している既存の事業者のノウハウや回収網を活かしつつ、回収・リサイクルを行う。

(3)廃棄物処理法に則ったシステム構築

- ・協会は、既存の回収業者・解体業者等に使用済みバッテリーの回収・再資源化を委託する。（廃棄物処理法上の廃棄物の処理を委託する。）
- ・このため、これらの回収業者・解体業者とともに廃棄物処理法上の広域認定を取得し、広域的なリサイクルシステムを構築する。

2 . 回収・再資源化の実施について

(1)回収業者・解体業者への委託形態

協会が、全国の事業所から排出される使用済みバッテリーの回収業務と再資源化業務をそれぞれの多数の業者に個別に委託して管理することは、事務コストの増大につながりかねないことから、これらの回収業者や解体業者からなるジョイントグループに対して、回収から再資源化までの一連の工程を一括して委託する。

ジョイントグループ
(構成イメージ)

解体業者 A
回収業者 B
回収業者 C
回収業者 D
回収業者 E

回収・解体業者への委託の考え方

的確かつ継続的に回収・再資源化を行なうことが可能な実施体制の整備を求めため、協会として委託業者の選定基準を作成する。

(2)回収・再資源化の実施方法

回収は、全国をいくつかのエリアに分け、契約はエリア毎に行う。

エリア毎に契約を希望するジョイントグループと、回収・再資源化委託契約を結ぶ。

1つのエリアにおいて契約するグループ数には制限を設けず、どのジョイントグループも契約を交わすことができることとする。（同一契約内容）

ジョイントグループは、協会と契約を交わしたエリア内の事業所から排出される使用済みバッテリーを自由に回収し、回収・再資源化実績に当該エリアの単価を掛け合わせた費用を協会から受け取る。

協会が事業所から使用済みバッテリーの回収依頼を受けた場合は、契約を結んでいるジョイントグループ等に回収を指示する。

バッテリー販売店等の事業所から協会に対して使用済みバッテリーの回収依頼があった場合には、一定条件の下、必ずいずれかの業者が回収に向かうことを担保する。

協会は使用済バッテリー用マニフェストを作成し、排出事業者、排出個数、回収業者、解体業者等、使用済バッテリーの回収から再資源化までの一連の工程を管理する。

マニフェスト（回収指示書兼管理票）の取扱い

- ・排出事業者（バッテリー販売店等）は、使用済バッテリーの引渡時に、協会が作成する使用済バッテリー用マニフェストに排出個数等の必要事項を記入する。
- ・回収業者は、使用済バッテリーを使用済バッテリー用マニフェストとともに受け取った際には、遅滞なく協会に当該マニフェストの写しを送付する。
- ・協会は、排出事業者が使用済バッテリーのリサイクル状況を確認できるようにする。

なお、再構築するリサイクルシステムは、使用済バッテリーが適正に有価で取引される状況等において、回収業者及び解体業者が協会の委託に基づかず、回収・再資源化を実施することを妨げるものではない。

(3)回収・再資源化費用の透明性の確保

回収・再資源化単価の設定にあたっては、単価の妥当性を諮るため第三者等から構成する審査委員会を設置する。（審査委員会は、業務運営や経理についても実績の把握・審査を実施。）

審査委員会において検討した回収・再資源化単価については、バッテリー1個当たりの平均費用と合わせてホームページ等で公表する予定。

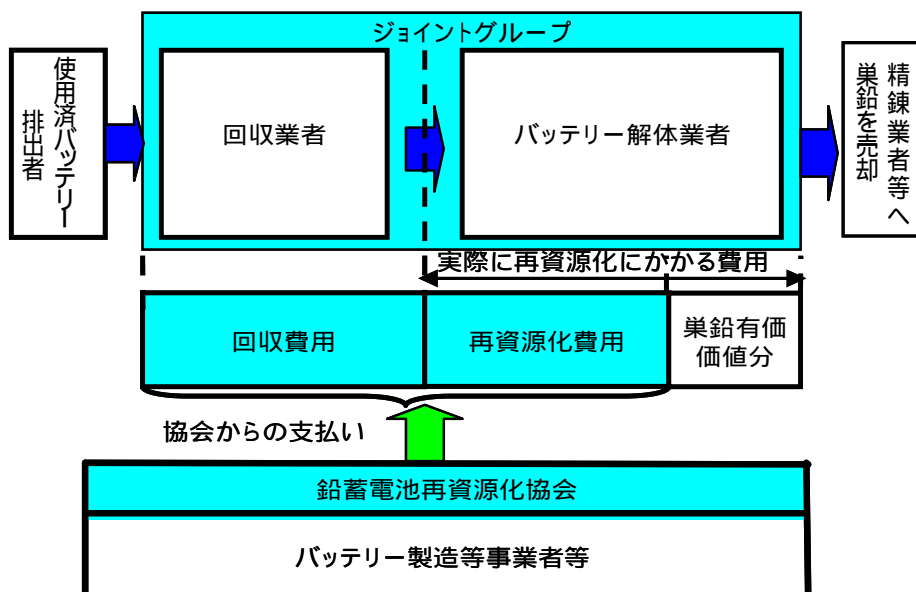
(4)回収・再資源化費用の支払方法

鉛の原材料となる巢鉛を使用済バッテリーから取り出すところまでを回収・再資源化の範囲とする。

協会は、回収から再資源化までの一連の工程をジョイントグループに委託し、回収・再資源化にかかる費用をジョイントグループに支払う。

協会は、上記方法で設定した回収・再資源化単価から、鉛相場に連動した方法で設定する巢鉛の市場価格を減じた額を、ジョイントグループへの支払単価とし、これに回収・再資源化量を乗じた額を支払うものとする。

$$\text{ジョイントグループへの支払額} = \text{回収費用} + \text{再資源化費用} - \text{巢鉛価値}$$



3 費用負担の考え方

各指定再資源化事業者が協会システムにより自主回収・再資源化を実施する場合、各事業者は以下とおり費用負担を行うこととなる。

- ・ 協会の各会員（協会に加入する指定再資源化事業者）は、自らが市場に投入した自動車用バッテリーの投入量（具体の単位設定は検討中）（四輪、二輪別）を協会に報告する。
- ・ 報告を受けた協会は、回収再資源化費用について四輪、二輪別の回収単価を算出し、各会員の市場への投入量に応じて会費を請求する。
- ・ 各会員は、協会の指定する期日までに会費を納入する。

4 協会の運営について

協会は、ジョイントグループとの契約の管理、広報活動、マニフェスト制度の運営、各会員の負担する費用の計算・管理等の新しいリサイクルシステムの基盤を構築する業務を担う。こうした基盤構築に際して必要となる費用については、回収再資源化費用と同様に各会員から会費として負担していただく。

なお、（社）電池工業会では、自らの社会的な責任を積極的に果たしていくとの考えにたち、新しいバッテリーリサイクルの仕組みにおいて中心的な役割を果たすべき存在として、制度構築にあたってのイニシャルコストは負担していく考えである。その他の関係者においても、積極的にその役割を果たして頂くことを期待する。

5 製品価格への転嫁について

(1) 自動車用バッテリーの指定再資源化事業者は、不法投棄防止の観点等から、使用済バッテリーを無償で回収することとなる。

(2) このため各指定再資源化事業者においては、協会に納める費用（以下「会費」）をバッテリー等製品価格に転嫁することが想定される。この際、リサイクルコストをどの程度製品の本体価格に含めるかについては、指定再資源化事業者が協会に納める会費、営業政策、将来の物価動向等を総合的に勘案して自主的に判断することになる。

社内におけるシステム構築費・運営費、人件費等の各社がバッテリーリサイクルに要する総コスト

(3) なお、製品価格に転嫁にあたっては、ユーザーへの説明責任の観点から各社が当該バッテリーのリサイクルに係るコストについて独自に公表することは可能。